

第7回パーソナルデータに関する
検討会資料

資料4-1-③

参考資料 2

「個人情報」等の定義と
「個人情報取扱事業者」等の義務について
(事務局案)

<詳細編>

2014-4-16

1. 「個人情報」等保護されるパーソナルデータの範囲について

(1) 基本的な考え方

● 現行法における「個人情報」について

法は、個人情報を「生存する個人に関する情報であって、……特定の個人を識別することができるもの」とし、特定の個人を識別できる情報は、当該情報と本人との結びつきが明確であることから、その取扱いによって本人に権利利益侵害がもたらされる可能性があることに鑑みて、これを保護の対象としている。

● 諸外国の状況

現代の情報通信技術・活用実態やニーズに即し、匿名化あるいは仮名化データ等、個人情報の定義を含めデータ保護法・条約の改正・立法作業が行われている。（詳細は、【別添1】参照。）

● 見直し方針における方向性

法制定当時想定されなかったパーソナルデータの利活用に対応し、消費者のプライバシー意識の高まりと事業者の利活用ニーズに鑑み、個人情報及びプライバシーを保護しつつ、パーソナルデータの利活用を躊躇する要因となっているルールの曖昧さの解消等を行う。

● 今回の対応方針

- ① パーソナルデータの利活用を躊躇する要因として指摘される、『個人情報』の判断基準等定義の明確化を行う。
- ② 法制定当時想定されていなかったパーソナルデータの利活用に対応するよう法の保護対象を定める。

<参考> 『パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針』抜粋（平成25年12月20日IT総合戦略本部決定）

I パーソナルデータの利活用に関する制度見直しの背景及び趣旨

パーソナルデータについては、個人情報保護法制定当時には想定されていなかった利活用が行われるようになってきており、個人情報及びプライバシーに関する社会的な状況は大きく変化している。その中で、個人情報及びプライバシーという概念が広く認識され、消費者のプライバシー意識が高まってきている一方で、事業者が個人情報保護法上の義務を遵守していたとしても、プライバシーに係る社会的な批判を受けるケースも見受けられるところである。また、パーソナルデータの利活用ルールの曖昧さから、事業者がその利活用に躊躇するケースも多いとの意見もある。

II パーソナルデータの利活用に関する制度見直しの方向性

このような背景・趣旨を踏まえ、個人情報及びプライバシーを保護しつつ、パーソナルデータの利活用を躊躇する要因となっているルールの曖昧さの解消等を目指して行うべき制度見直しに関する主な方向性については、次の通り考えるものとする。

2. プライバシー保護に対する個人の期待に応える見直し

- ・適切なプライバシー保護を実現するため、保護すべきパーソナルデータの範囲について検討する。

III パーソナルデータの利活用に関する制度見直し事項

4. プライバシー保護等に配慮した情報の利用・流通のために実現すべき事項

<保護されるパーソナルデータの範囲の明確化>

- ・保護されるパーソナルデータの範囲については、実質的に個人が識別される可能性を有するものとし、プライバシー保護という基本理念を踏まえて判断するものとする。

1. 「個人情報」等保護されるパーソナルデータの範囲について

(2) 「個人情報」の定義等について

- 1. (1) 基本的な考え方を踏まえ、現行法における「個人情報」を維持し、これに加え新たに「(仮称) 準個人情報」を保護されるパーソナルデータとして規律の対象とすることとしてはどうか。

●「個人情報」の定義について

法2条1項「他の情報と容易に照合することができ」等を含め、現行法の文言は維持する。加えて、下記【参考】（現行法における解釈）にある判断主体・基準につき、明文又はガイドライン等により明確化を図る。

（理由）個人情報の該当性判断は、事業者の組織、事業活動の実態に即してなされるものであり、「容易に」という文言を維持することで、照合性のある情報をすべからく保護の対象とすることなく、社会の実態に即した柔軟な判断をなしうる。

行政あるいは独立行政法人は、説明責任等の観点より国民との関係から広く照合を認めるものであり、民間部門との差異は考慮されるべき。

前頁の対応方針①「パーソナルデータの利活用を躊躇する要因となっているルールの曖昧さの解消等」に対応するという観点については、明文又はガイドライン等を用いて明確化を図るとともに、個別の事案に関する事前相談等の迅速な対応を図ることが適当ではないか。

【参考】（現行法における解釈）

（判断主体）

第一次的には、情報を取り扱う事業者が、最終的には司法判断による。

（判断基準）

個人情報の「識別性」は一般人を基準に、容易照合性は当該情報を取り扱う事業者を基準に判断される。

（理由）識別性が一般人の判断能力を基準とするのは、個人情報概念の相対性を認めないため。

容易照合性については、事業者ごとに保有する情報や管理状況が異なり得るため。

（第三者提供時の容易照合性判断基準）

提供元（情報を取り扱う事業者）を基準に判断する。

（理由）提供先において特定個人を識別できるか否かは、本人同意を得る等義務を負う提供元においては判断ができない。

【参考】（定義・法2条）

この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものとなるものを含む）をいう。

【参考】諸外国における定義規定 （【別添2】参照。）

1. 「個人情報」等保護されるパーソナルデータの範囲について

(2) 「個人情報」の定義等について（「（仮称）準個人情報」の新設）

●「（仮称）準個人情報」の新設について

特定個人を識別しないが、その取扱いによって本人に権利利益侵害がもたらされる可能性があるもの（技術検討WGにおける「識別非特定情報」に含まれるもの）を新たに類型化し、これを定義することとしてはどうか。

（趣旨）

現行個人情報保護法における「個人情報」は、「特定の個人を識別することができるもの」をいうところ、これを保護される客体とした趣旨は、名寄せの容易さ及び人の結びつきの明確さからその取扱いによって本人に権利利益侵害がもたらされるところにある。

しかしながら、事業者対個人、個人対個人等の間での取引等や私的な利用において個人に関する情報の流通が増加するとともに、情報通信技術の進展により情報収集、分析が容易となった現在においては、特定の個人を識別しない情報についても技術的措置によっては、他の情報と結びつくことで特定の個人を識別する可能性があり、現行法が個人情報を「特定の個人を識別することができるもの」とした趣旨に照らし、現在個人情報に該当しないものについても特定の個人を識別する蓋然性が高いものについては、新たに保護される対象としてはどうか。

具体的には、現行法において、人間を一意に識別し、あるいは個人が所有または共有する端末を識別するもの（（例）顔認識データ、移動情報、携帯電話やパソコンなどの端末を識別する番号）については、それ単体、あるいは他の情報と容易に照合して特定の個人を識別できなければ個人情報とはされていないが、しかしこれらの情報は、一意の人間あるいは端末所有者・共有者に関する情報を集積する機能を有しており、特に2事業者以上で共有される場合には、情報収集、分析、加工等の工程や公表等の場面において特定の個人を識別する蓋然性が一事業者内における場合より高くなるものであり、また、これらを含む多種多様な情報が漏えいした際等にこれらの情報を鍵として複数の情報が結びつくことによって個人の権利利益侵害の危険性が容易に惹起されることに鑑み、これらを保護される対象の範囲に含めることとするものである。

1. 「個人情報」等保護されるパーソナルデータの範囲について

(2) 「個人情報」の定義等について（（仮称）準個人情報」の新設（つづき））

●現行法における「個人情報」に加えて（仮称）準個人情報を定義する意義について
諸外国においては、下記【参考】のとおり、識別子を例示する等個人情報に含めている事例があるが、個人情報概念を維持し、新たに「（仮称）準個人情報」を設けることとした理由は次の2点。

- ① 法制定より約11年が経過し、現行法の定義をもとに各事業者が情報の取扱いを行っていることに配慮。
- ② 現行法における第4章第1節に規定される個人情報取扱事業者の義務には、本人の同意を得ること（法16条、23条）、あるいは本人への通知等を求めるもの（法18条）があり、特定の個人を識別しない情報について、これらの義務を事業者に課すことは妥当ではない。

以上より、制度の国際的な調和を図るという観点も踏まえ、かつ我が国における事業活動に過大な負担とならないことへ配慮し「（仮称）準個人情報」を定義することとしてはどうか。

【参考】 諸外国における識別子の扱い

EUデータ保護指令（1995年）は、「個人データにつき識別されうる個人」に関する説明として、特に個人識別番号を例示し、これにより直接的または間接的に識別されうる者をいうと定義にある。また、ID、位置情報、IPアドレス、オンライン識別子、その他の関連する特定の要素は個人情報となる注1。EUデータ保護規則案注2では、遺伝データ、生体データ（biometric data）、健康に関するデータ（data concerning health）が追加された。

アメリカにおいては、法令ではないが、消費者プライバシー権利章典（2012年）においては個人情報を「特定の個人に連結可能なあらゆるデータ（集計されたデータを含む）」とし、特定のコンピュータやその他の機器に連結されたデータも含むとされている。その他、個別法において、児童オンラインプライバシー保護法（通称COPPA/1998年）では、個人情報には①氏名、②自宅その他の住所、③Eメールアドレス、④電話番号、⑤社会保障番号、⑥その他特定の個人そのものまたはオンライン上の連絡先の識別子、⑦ウェブ上で児童から収集され、かつ、①～⑥の識別子と連結された児童又は児童の両親に関する情報を含むとされる。

注1：29条作業部会2013年2月27日付報告書“Statement of the Working Party on current discussions regarding the Data protection reform package”的脚注1より。

注2：現在最新のものは、2014年3月14日欧州議会を通過したもの。

1. 「個人情報」等保護されるパーソナルデータの範囲について

(3) 「(仮称) 準個人情報」の定義等について

- 「(仮称) 準個人情報」の定義について

個人情報に該当するものを除き、生存する個人に関する情報であって、次に例示するもの及びこれに類するものを含む情報について、新たに「(仮称) 準個人情報」としてはどうか。

- ① パスポート番号、免許証番号、IPアドレス、携帯端末ID等の個人または個人の情報通信端末（携帯電話端末、PC端末等）等に付番され、継続して共用されるもの
- ② 顔認識データ、遺伝子情報、声紋並びに指紋等、個人の生体的・身体的特性に関する情報で、普遍性を有するもの
- ③ 移動履歴、購買履歴等の**特徴的な行動の履歴**

- ・「(仮称) 準個人情報取扱事業者」の定義の新設について

「(仮称) 準個人情報」のみを取り扱う者として「(仮称) 準個人情報取扱事業者」を新たに定義してはどうか。

- ・関連して、「(仮称) 準個人情報データベース」、「(仮称) 準個人データ」の定義の新設

※「(仮称) 準個人情報データベース」については、電子計算機処理に係るデータベースのみを対象とし、これを構成する「(仮称) 準個人情報」を「(仮称) 準個人データ」としてはどうか。

(4) 「(仮称) 準個人情報」の取扱いに関する義務について

- 「(仮称) 準個人情報」等の取扱いについて

現行法15条（利用目的の特定）、17条（適正な取得）、20条（安全管理措置）、21条（従業者の監督）、22条（委託先の監督）及び24条1項（保有個人データに関する事項の公表）についてはこれを準用し、取得に際しての利用目的の公表、利用目的による制限（公表により、利用目的の変更を認める）並びに第三者提供をする場合には①法令に基づく場合等現行法23条1項各号に定める場合、②委託する場合、③事業承継に伴う提供の場合を除き「(仮称) 個人特定性低減データ」（後述）とすることを原則として別途規定を設けることとしてはどうか。

2. 「(仮称) 個人特定性低減データ」

(1) 基本的な考え方

●諸外国の状況 (詳細は、【別添2】参照。)

諸外国においても、個人情報に匿名化措置を施したデータについて、個人の権利利益侵害のおそれを低減し、かつ有効な利活用につながるものとしてとらえられ、ガイドライン等による対応や法改正の動きがみられる。

●見直し方針における方向性

いわゆるビッグデータの活用が、付加価値の創造、イノベーションの促進等わが国経済成長の一翼を担うものであることに鑑み、有用とされるパーソナルデータの利用・流通を図るため、現行法においては個人情報の第三者への提供は本人の同意が求められるところ、個人データを加工して個人が特定される可能性を低減したデータを新たな類型として整理し、これを取り扱う者（提供者及び受領者）が負うべき義務等につき所要の措置を講じる。

●今回の対応方針

- ① 「個人データ」または「(仮称) 準個人データ」を加工して個人が特定される可能性を低減したデータとして、「(仮称) 個人特定性低減データ」を定義する。
- ② 「(仮称) 個人特定性低減データ」を第三者提供する際、本人の同意に代えて、提供者及び受領者が負うべき義務を定める。
- ③ ②に関連し、新たに整備される第三者機関が、「(仮称) 個人特定性低減データ」の個人が特定される可能性を低減した度合等を総合考慮して、情報の流通に関与することにより、本人の権利利益保護に配慮しつつ、同データの流通を可能とする制度を整備する。

※ なお、「個人データ」を本人同意に基づき提供することは妨げるものではない。

<参考> 『パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針』抜粋 (平成25年12月20日IT総合戦略本部決定)

I パーソナルデータの利活用に関する制度見直しの背景及び趣旨

平成25年6月に決定された「世界最先端IT国家創造宣言」において、IT・データの利活用は、グローバルな競争を勝ち抜く鍵であり、その戦略的な利活用により、新たな付加価値を創造するサービスや革新的な新産業・サービスの創出と全産業の成長を促進する社会を実現するものとされていることから、個人情報及びプライバシーの保護を前提としつつ、パーソナルデータの利活用により民間の力を最大限引き出し、新ビジネスや新サービスの創出、既存産業の活性化を促進するとともに公益利用にも資する環境を整備する。

II パーソナルデータの利活用に関する制度見直しの方向性

1. ビッグデータ時代におけるパーソナルデータ利活用に向けた見直し

- ・個人情報及びプライバシーの保護に配慮したパーソナルデータの利用・流通を促進するため、個人データを加工して個人が特定される可能性を低減したデータに關し、個人情報及びプライバシーの保護への影響並びに本人同意原則に留意しつつ、第三者提供における本人の同意を要しない類型、当該類型に属するデータを取り扱う事業者（提供者及び受領者）が負うべき義務等について、所要の法的措置を講ずる。

2. 「(仮称)個人特定性低減データ」

(2) 「(仮称)個人特定性低減データ」の定義等について

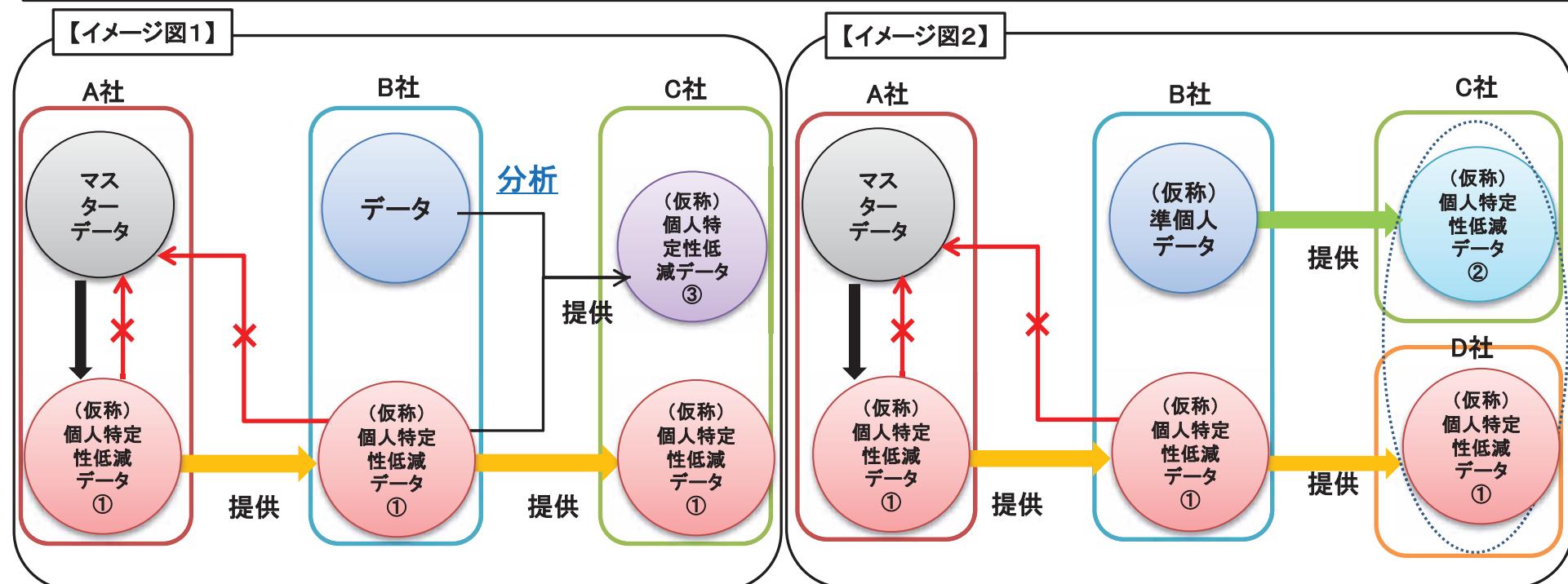
○ 2. (1) 基本的な考え方を踏まえ、「(仮称)個人特定性低減データ」を定義し、同データの取り扱いについて規律する。

●「(仮称)個人特定性低減データ」の定義について

「(仮称)個人特定性低減データ」とは、次に掲げるものをいうこととしてはどうか。

- ① 個人データについて、当該データに含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人が識別できるものを削除する等政令で定める方法による加工を施し、個人が特定される可能性を低減したもの
- ② 「(仮称)準個人データ」について、当該データに含まれる法〇条〇項各号に掲げるもの^注を削除する等政令で定める方法による加工を施したもの ^{注：「(仮称)準個人データ」の定義規定}
- ③ ①又は②について、他の情報を加える等加工を施したもの (「(仮称)準個人情報」の状態となつたものを除く。)

※なお、特定個人を識別することは禁止規定があるため、③より当然に除かれるものである。



2. 「(仮称) 個人特定性低減データ」

(2) 「(仮称) 個人特定性低減データ」の定義等について（つづき）

● 「(仮称) 個人特定性低減データ」への加工について

「(仮称) 個人特定性低減データ」への具体的な加工方法については、情報通信技術の進展の速さや利活用の実態を踏まえ、制度としてその変化を迅速にとらえたものとしていくことが必要であることから、政令で定めることが適当であると考えているところであるが、次に掲げる手段については、現状において、「(仮称) 個人特定性低減データ」への加工として最低限実施すべき手段として明示することが必要ではないか。

◆「個人データ」について

・特定の個人を識別している項目（複数の項目により特定の個人を識別している場合を含む。）については、一意性を保持するためには必要となる1項目についてのみ、元の番号や記号等と不可逆、かつ他の事業者と共有することができない番号や記号等に置換することとし、その他の情報は、原則すべて削除すること。

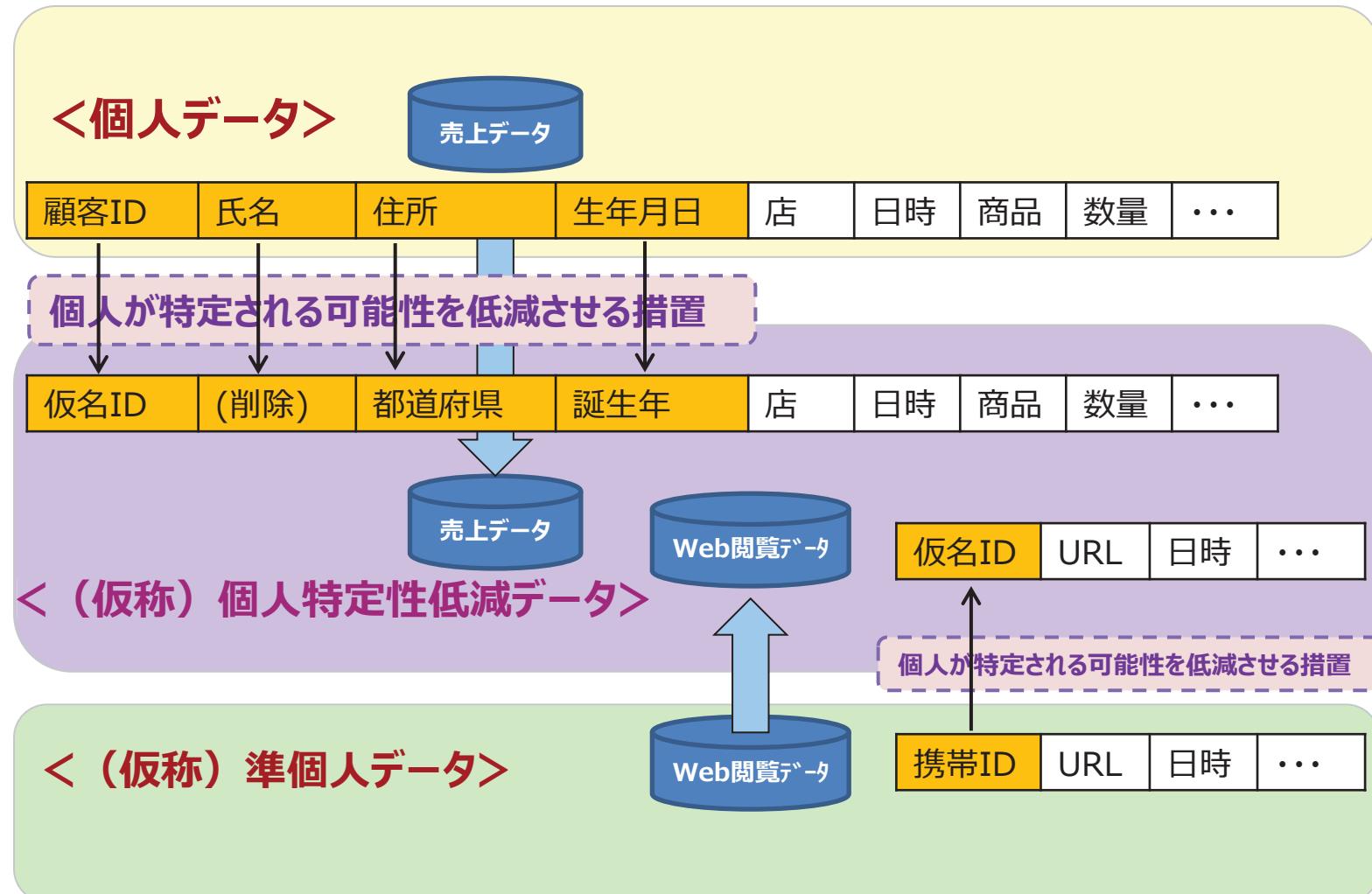
◆「(仮称) 準個人データ」について

「(仮称) 準個人情報」に該当する項目を含む場合は、次のとおり。

- ・「①パスポート番号、免許証番号、IPアドレス、携帯端末ID等の個人または個人の情報通信端末（携帯電話端末、PC端末等）等に付番され、継続して共用されるもの」については、一意性を保持するためには必要となる1項目についてのみ、元の番号や記号等と不可逆、かつ他の事業者と共有することができない番号や記号等に置換することとし、その他の情報は、原則すべて削除すること。
- ・「②顔認識データ、遺伝子情報、声紋並びに指紋等、個人の生体的・身体的特性に関する情報で、普遍性を有するもの」については、すべて削除すること。
- ・「③移動履歴、購買履歴等の特徴的な行動の履歴」については、特徴的な行動を現すことがないよう、精度を落とした情報とすること。

「(仮称) 個人特定性低減データ」の作成イメージ

9



2. 「(仮称)個人特定性低減データ」

(3) 「(仮称)個人特定性低減データ」の取扱いに関する義務等について

●「(仮称)個人特定性低減データ」の取扱いについて

「(仮称)個人特定性低減データ」は、「個人データ」、「(仮称)準個人データ」または「(仮称)個人特定性低減データ」注を加工したデータを第三者へ提供する際、本人の同意に代わる措置として、提供者・受領者のそれぞれについて、または第三者機関の機能として、下図のとおり、所要の法的措置を講じることとすることが適当ではないか。

注:「(仮称)個人特定性低減データ」については、第一次提供者、受領者に限らず第二次以降の提供者、受領者も下記の義務を課せられる。

【図】「(仮称)個人特定性低減データ」の提供ルール（義務及び第三者機関の権限等）

「ル ー ル (仮 称) 個 人 特 定 性 低 減 デ ー タ 」 の 提 供 リ ー 」	提供者	①「個人データ」由來の「(仮称)個人特定性低減データ」	「(仮称)個人特定性低減データ」を第三者に提供しようとする場合には、あらかじめ、第三者機関に対し、「(仮称)個人特定性低減データ」の加工方法等に関する情報を提出する。 ※ 第一次提供者（【イメージ図1・2】A社）は、マスターデータとの突合禁止する（再特定禁止）。
		②「(仮称)準個人データ」由來の「(仮称)個人特定性低減データ」	・「(仮称)準個人データ」を第三者へ提供する際は、原則として、「(仮称)個人特定性低減データ」としなければならない。 ・上記に際して、同各事業者は、あらかじめ、第三者機関に対し、「(仮称)個人特定性低減データ」の加工方法等に関する情報を提出する。
		③「(仮称)個人特定性低減データ」の加工データ	提供者が、譲り受けた「(仮称)個人特定性低減データ」を加工して作成したデータを第三者に提供しようとする場合は、あらかじめ、第三者機関に対し、「(仮称)個人特定性低減データ」の加工方法等に関する情報を提出する。
	第三者機関	第三者機関は、提供された情報のうち、営業秘密等事業者の権利利益を侵害しない範囲で情報を公開する。	
	受領者	<ul style="list-style-type: none"> ・特定禁止 ※ 受領者内において、「(仮称)個人特定性低減データ」とその他の情報を突合、分析・評価すること、「(仮称)準個人情報」とすることを禁ずるものではない。 ・安全管理措置 	

※上記提供ルールに加え、第一次提供者が「(仮称)個人特定性低減データ」について、あらかじめ第三者機関による承認を受けることにより、それ以降「(仮称)個人特定性低減データ」の提供者及び受領者は上記提供ルール記載の義務を課せられないこととしてはどうか。

2. 「(仮称) 個人特定性低減データ」

(4) その他

●「(仮称) 個人特定性低減データ」を内部において活用する場合について

「(仮称) 個人特定性低減データ」を、作成した事業者の内部で利用する場合については、どのような取扱いとすることが適当か。

現行法16条は、「あらかじめ本人の同意を得ないで、前条（15条）の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない」と規定するところ、事業者が新たな事業活動を行うことを検討した際に、同規定による本人の同意を取得することが必要となる場合があり、個人情報を用いることを躊躇していることが事業者ヒアリングにおいて指摘された。

本人同意あるいは通知等に関する利益状況としては第三者へ提供する場面と同様であるが、ただし、内部に作成の元となるデータが存在していることから特定の禁止などの義務履行が確保されているか外部からの判断が困難な点について、どのような制度的措置を講じるべきか。「(仮称) 個人特定性低減データ」を第三者へ提供するのではなく、事業者内部で利用することについても、①第三者機関への情報提供、②特定の禁止（マスターデータとの突合禁止を含む）を行うことを新たな義務として課すことで足りるか。

●「(仮称) 個人特定性低減データ」に対する第三者機関の監督等について

「(仮称) 個人特定性低減データ」について、①加工等方法につき、政令で定める方法による加工を施さなければならないことを規定し、同義務に違反した場合には執行等（現行法32条、33条、34条）及び罰則の対象とすることとしてはどうか。

又は②提出された内容が虚偽であった場合に罰則の対象とすることによって、「(仮称) 個人特定性低減データ」の内容の適正の担保を図ることとしてはどうか。

※ なお、「(仮称) 個人特定性低減データ」の受領者が特定の禁止に違反した場合、執行等（現行法32条、33条、34条）及び罰則の対象となりうる。

3. 「機微情報」

(1) 基本的な考え方

- 現行の個人情報保護法では、個人情報の性質に基づく取扱いの差異ではなく、個人情報取扱事業者に一律の義務を定めている。
 - 個人情報であっても、それぞれに含まれる内容や性質により、個人のプライバシーへの関係性や個人の権利利益に及ぼす影響には差が生じるものであり、この点を踏まえ、「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針」では、プライバシー性の極めて高い「センシティブデータ」について、新たな類型を設けるべきとされている。
 - 諸外国の制度との調和や整合性の観点について調査した範囲においては、主な国々では「センシティブデータ」を定義している。また、その取扱いについては、原則禁止としている場合とそうでない場合があるが、原則禁止としている場合でも、本人の明示的な同意を得れば利用可能等とされている。
(詳細は、【別添3】参照。)
 - また、現行の個人情報保護法において、事業等を所管する省庁が作成する個人情報の保護に関するガイドラインでは、14分野のガイドラインにおいて、機微情報を定義し、原則その取扱いを禁止等としている。
(詳細は、【別添4】参照。)
- 以上を踏まえ、
- ◆新たに「機微情報」を定義することとし、その対象となる情報については、諸外国等の現状に加え、日本国憲法第13条、14条に定める基本的人権の尊重、法の下の平等の精神を踏まえることとし、特に差別的な取扱いがなされるおそれがあり、それによって本人のプライバシー等の権利利益の侵害の程度が著しいと想定されるものを選定することとしてはどうか。
- (日本国憲法 第13条)
すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。
- (日本国憲法 第14条)
すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。
- ◆また、機微情報の取扱いについては、現状においても既にこうした情報を取扱っている事例があるものと思われ、原則禁止とするのではなく、特に慎重な取扱いを要するものとして、機微情報を含む個人情報を取扱う場合の個人情報取扱事業者の義務を定めることとしてはどうか。

<参考> 『パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針』 <保護されるパーソナルデータの範囲の明確化>
 保護されるパーソナルデータの範囲については、実質的に個人が識別される可能性を有するものとし、プライバシー保護という基本理念を踏まえて判断するものとする。
 また、プライバシー性が極めて高い「センシティブデータ」については、新たな類型を設け、その特性に応じた取扱いを行うこととする。
 なお、高度に専門的な知見が必要とされる分野(センシティブデータが多く含まれると考えられる情報種別を含む。)におけるパーソナルデータの取扱いについては、関係機関が専門的知見をもって対応すること等について検討する。

3. 「機微情報」

(2) 「機微情報」の定義等について

○「機微情報」の定義について

「『機微情報』とは、個人情報のうち、その性質にかんがみ、個人の権利利益の一層の保護を図るため、特に適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要があるものとして、次に掲げる事項」としてはどうか。

具体的には、下記の4項目を対象とし、個人情報取扱事業者が対象事項を判断できるよう外延を明確化する必要がある。

- ① 人種に関する情報
- ② 信条に関する情報
- ③ 社会的身分に関する情報
- ④ 前科・前歴等に関する情報

なお、「機微情報」は、個人情報を構成するものであるため、特定の個人と結びついていない状態である「(仮称) 準個人情報」や「(仮称) 個人特定性低減データ」に含まれる上記①から④の情報については、機微情報とはならない。

また、「機微情報」を含む「個人情報」から「(仮称)個人特定性低減データ」の作成を制限するものではない。

さらに、現行の個人情報保護法第50条に定める「適用除外」との関係については、「機微情報」を含むことによって、当該規定に何ら影響を及ぼすものでもなく、また変更するものでもない。

○ 上記4項目の他、機微情報に該当するものの、利活用が必須である情報として保健医療に関する情報等が考えられる。

※ 医療機関における具体例

- ① 患者の診療の過程で、当該患者の医療に関する情報を当然に入手する必要がある
- ② 患者の傷病の回復を目的として、他の医療機関と連携を図ったり、当該傷病を専門とする他の医療機関の医師等に指導・助言等を求めることが日常的に行われる
- ③ 公的医療保険に費用を請求するように、医療の提供には必要な個人情報の提供を行う場合がある

3. 「機微情報」

(2) 「機微情報」の取扱いに関する義務及び罰則について

○「機微情報」の取扱いについて

機微情報を含む個人情報を取扱う個人情報事業者の義務については、以下のとおりとしてはどうか。

① 機微情報の取得にあたっては、同意による取得と利用目的の範囲内の取扱いを原則とする。

なお、法令に基づく場合、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき、等の適用除外を定める。

その際、機微情報を取得した者は、本人への通知により業務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合、又は本人への通知が困難である場合を除き、取得後に取得の事実と利用目的を本人に通知することとする。

また、上記の例外により機微情報を取得した者は、当該機微情報を利用しなければならない状況でなくなったときは、速やかに当該機微情報を破棄しなければならないこととする。

② (現行法23条1項の各号に定める) 第三者提供の例外措置に基づいて機微情報が提供される場合、機微情報を取得した者は、上記①の手続きを行うこととなる。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

③ 機微情報を含む個人データのいわゆるオプトアウト方式による第三者提供については、これを認めない。(現行法23条2項の適用除外)

- 上記のように、機微情報の取得について原則本人の同意を必要とする等の対応案の他にも、事業者の負担や規制の実効性等も踏まえた対応案についても検討の余地があるのではないか。
- 保健医療に関する情報については、次のような場面に影響することが考えられ、別の取扱いとすることも検討してはどうか。
 - ・医療機関において、診療の過程において患者の保健医療に関する情報を入手する際、本人から明示的に同意を得ることが求められ、他機関との情報共有場面を含め、診療現場に混乱等が生じ得る。
 - ・地域の医療機関で行われる情報共有について、現在オプトアウト（法23条2項）によりこれを行っている場合、改めて明示的同意を得ることが必要となり、診療現場に混乱等が生じ得る。

○また、機微情報の取扱いに関する義務違反については、重罰化することでどうか。

4. 「個人情報取扱事業者」(取り扱う個人情報の規模が小さい事業者の取扱い)

(1) 基本的な考え方

- 現行の個人情報保護法において「個人情報取扱事業者」は、「個人情報データベース等」を事業の用に供している者とされている。(法第2条第3項)
- ここで、「事業の用に供している者」には、法人・個人を問わず、NPO法人の他、自治会、町内会、同窓会のような法人格を有していない団体も該当し得るとされている。
- また、「事業の用に供している」とは、その行う事業のために個人情報データベース等を利用することであり、本法における「事業」とは、営利・非営利を問わず、また、単に社会生活上の地位に基づき一定の目的で反復継続的に同種行為を行うものであることだけでは足りず、社会通念上それが事業とみられる程度の社会性があることを要する範囲が該当するとされている。
- ただし、国の機関、地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人等の他、その取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれがないもの (=事業の用に供する「個人情報データベース等」を構成する個人情報(個人データ)によって特定される個人の数の合計が、過去6ヶ月以内のいずれの日においても5,000を超えない者(施行令第2条柱書)) は、除外されている。
- 「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針」では、取り扱うデータの質に着目し、現行制度で適用除外となる取り扱う個人情報の規模が小さい事業者の要件の見直しを検討するとともに、取り扱う個人情報の規模が小さい事業者の負担軽減についても併せて検討することとされている。
- 諸外国の関連法制度においては、取り扱う個人情報の数量によるのではなく、その取り扱う目的等により適用除外の要件を定めている場合もある。
(詳細は、【別添5】参照。)

以上を踏まえ、

◆「個人情報取扱事業者」の適用除外となる者については、数量基準から、利活用の実態を踏まえた基準に変更してはどうか。

<参考> 『パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針』

<取り扱う個人情報の規模が小さい事業者の取扱い>

本人のプライバシーへの影響については、取り扱うデータの量ではなくデータの質によるものであることから、現行制度で適用除外となっている取り扱う個人情報の規模が小さい事業者の要件とされる個人情報データベースを構成する個人情報の数が5,000件以下とする要件の見直しを検討する。その際、取り扱う個人情報の規模が小さい事業者の負担軽減についても併せて検討する。

4. 「個人情報取扱事業者」(取り扱う個人情報の規模が小さい事業者の取扱い)

(2) 「個人情報取扱事業者」の定義等について

○「個人情報取扱事業者」については、事業者が利用する個人情報が、その性質、利用態様に鑑みて本人のプライバシー等への影響が比較的小さい場合には適用除外とすることとし、具体的には、次の者を適用除外とすることとしてはどうか。

① 事業の用に供する個人情報データベース等が、他人の作成に係り、かつ、次に掲げるいずれかに該当する個人情報データベース等であって、それを編集し、又は加工することなく事業の用に供する者

- ・個人情報として氏名、住所又は居所、電話番号のみを含むもの

(具体例) 50音別電話帳、カーナビ、CD-ROM電話帳、電子住宅地図

- ・不特定かつ多数の者に販売することを目的として発行され、かつ、不特定かつ多数の者により隨時に購入することができるもの又はできたもの

(具体例) カーナビ、CD-ROM電話帳、電子住宅地図、政官要覧、部署・役職が記載された市販の職員録、弁護士会名簿、会社四季報、役員四季報、等

(上記の2項目については、現行制度(政令)において、「個人情報データベース等」に含まれる個人データによって識別される個人の数の総和から除外されることとされているもの)

- ・広く公表することを目的としているもの、無償配布のもの

(具体例) 医師名簿、薬剤師名簿、税理士会名簿、等

② 団体・組織内の構成員等間での情報の共有を図ることを目的とし、当該構成員等本人から直接提供された情報により名簿等を作成し、当該構成員等に対し提供する者

(具体例) 自治会が自治会名簿を作成する場合、等 (同窓会名簿、同好会名簿、学校の緊急連絡網、等)

その他、

③ 小規模事業者 (中小企業基本法において定義するもの。次々頁参照。) であって、次のいずれかの要件に該当する者

- ・当該事業者が事業の用に供する「個人情報等データベース等」に「機微情報」を含まない
- ・当該「個人情報データベース等」に含む「個人データ」を販売目的で保有せず、これも販売しない

を加えることについて、事業者の負担軽減の観点から重要であるが、EUとの十分性認定との関係でどう考えるか。(次頁)

4. 「個人情報取扱事業者」(取り扱う個人情報の規模が小さい事業者の取扱い)

(2) 「個人情報取扱事業者」の定義等について (つづき)

○前記④の「小規模事業者」の取扱いについて

【案1】「小規模事業者」を「個人情報取扱事業者」の適用除外とする。

- ・小規模事業者の負担を軽減する観点からは適當。
- ・一方、日本企業の9割近くが適用除外となる可能性があり、個人情報を保護する観点、EUの十分性認定の観点からは、妥当性に疑問。
- ・適用除外であるので、何らかの事態が生じた場合であっても、保護法の対象外であることから、第三者機関等による報告の徴収の対象でもなく、事態の把握や改善に向けた対応が困難。

【案2】「小規模事業者」を「個人情報取扱事業者」とするが、勧告、命令、罰則の対象からの除外をする（ただし、国民の権利利益に重大な影響を及ぼすおそれがある等特段の事情がある場合には除外しない）。

- ・第三者機関等による報告の徴収、助言の対象となることから、事態の把握や改善に向けた対応が可能。
- ・一部の例外を除き、いわゆる事業を営む者は、適切な個人情報の保護と利活用を行わなければならないものであることの位置付けが明確。
- ・小規模事業者に一切保護法の義務が課せられないものとするよりも、EUの十分性認定の観点からは比較的妥当。
- ・一方、小規模事業者の負担の観点からは、上記よりも負担が増加。

なお、EUデータ保護規則案では、次のとおり、取り扱うデータ量等に応じて、一部の義務規定を除外することとされている。

- ・EU内における代表者の指定除外（25条2項b 5000人以下のデータを12か月の間継続して有する事業者について除外）
- ・リスク影響分析の除外（32条2項a 12か月の間継続して5000人より多いデータを有する事業者に限定）
- ・データ保護監督官設置義務除外（35条1項b 12か月の間継続して5000人より多いデータを有する事業者に限定）

中小企業基本法			
○小規模事業者等の定義			
第2条（中小企業者の範囲及び用語の定義）			

中小企業者		小規模企業者	
業種分類	中小企業基本法の定義	業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人	製造業その他 商業・サービス業	従業員20人以下 従業員 5人以下
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人		
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人		
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人		

○事業者数集計結果（速報値）			
----------------	--	--	--

	2009年（企業全体に占める割合）	2012年（企業全体に占める割合）	増減数（率）
中小企業・小規模企業者（全産業）	420万者 (99.7%)	385万者 (99.7%)	▲35万者 (▲8.3%)
うち小規模企業者（全産業）	366万者 (87.0%)	334万者 (86.5%)	▲32万者 (▲8.8%)
全規模（大企業と中小企業・小規模企業者との合計、全産業）	421万者	386万者	▲35万者 (▲8.3%)
※2013年12月公表。			
※事業者数は2012年2月時点。			

5. 「保有個人データ」の保有期間の見直し

(1) 基本的な考え方

○現行の個人情報保護法において、「保有個人データ」は、次のとおり定義されている。

第2条

5 この法律において「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの又は一年以内の政令で定める期間以内に消去することとなるもの以外のものをいう。

*政令において、「6月」と規定されている。

○以下の理由により、上記の期間の定めを削除することとしてはどうか。

- ・短期間の保有であっても、個人情報の取扱いに関する事業の透明性を確保する観点から、保有個人データの利用目的等の公表の対象とすべきであると考えられること。
- ・個人データの第三者提供や「（仮称）個人特定性低減データ」の提供等は、その元となる保有個人データの保有が6月を超えない場合でも、利用・流通が行われることが想定され、これらについては公表等の義務が生じることとしているにもかかわらず、保有個人データに限って6月以内であれば利用目的の公表等の対象とならないとするにバランスを欠くと考えられること。
- ・諸外国の法制度において、同趣旨の規定が認められないこと。（ドイツでは同趣旨の規定が撤廃されている。）

○なお、6か月以内に消去されることとなる保有個人データを開示等の請求の対象とすることについては、個人情報取扱事業者の多大な負担となるものと想定されることから、開示の請求対象となる保有個人データについては、一定期間以上保有することとなるものを対象とすることが適当ではないか。

5. 「保有個人データ」の保有期間の見直し

(2) 「保有個人データ」の定義等について

○「保有個人データ」の定義

第2条

5 この法律において「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの又は一年以内の政令で定める期間以内に消去することとなるもの以外のものをいう。

○ 「保存期間」の明確化

事業の透明性を確保する観点、及び必要以上に個人情報を保持しないようにする観点から、取得した個人情報の「保存期間」を定めることも考え得るが、以下の観点から、継続的な検討事項としてはどうか。

- ・個人データの種類や利用実態等により、保存期間は異なり、一様に規律することが困難ではないか。
- ・事業者は、詐欺罪の時効である7年かそれ以上の間データを保持したり、人事情報であれば無期限に保有する等、実際のところの保存期間は、長期間になると想定される。また、業法等の他の法令により保存期間が定められている場合もあり、期待した効果を生む義務付けとなるか、更なる検討が必要ではないか。
- ・保存期間の起算点をどう考えるか。（取得時点にするのか。一切更新がなされなくなった時点にするのか。途中、内容の更新がなされた場合に期間はリセットされるのか。）

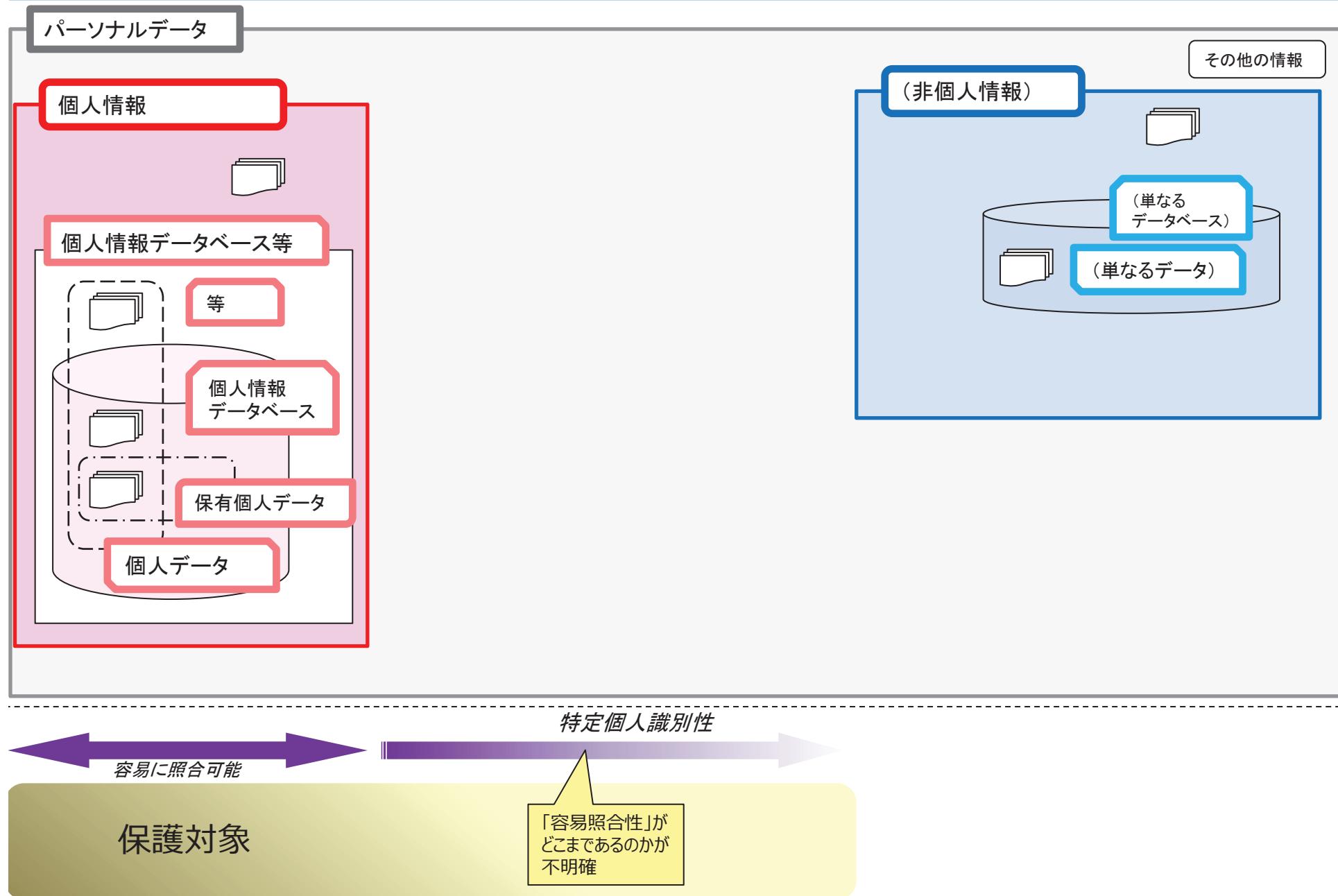
○ 「プライバシー影響評価（PIA）」の実施について

- ・番号法では、番号という特殊性から、原則として公的機関をPIAの対象としているところ、一般的な個人情報にPIAを適用する場合について、事業者に過度な負担とならないよう、その実施方法（主体、対象なる情報/データの種類と規模等）について、番号法の実績を踏まえ、より詳細な検討が必要ではないか。

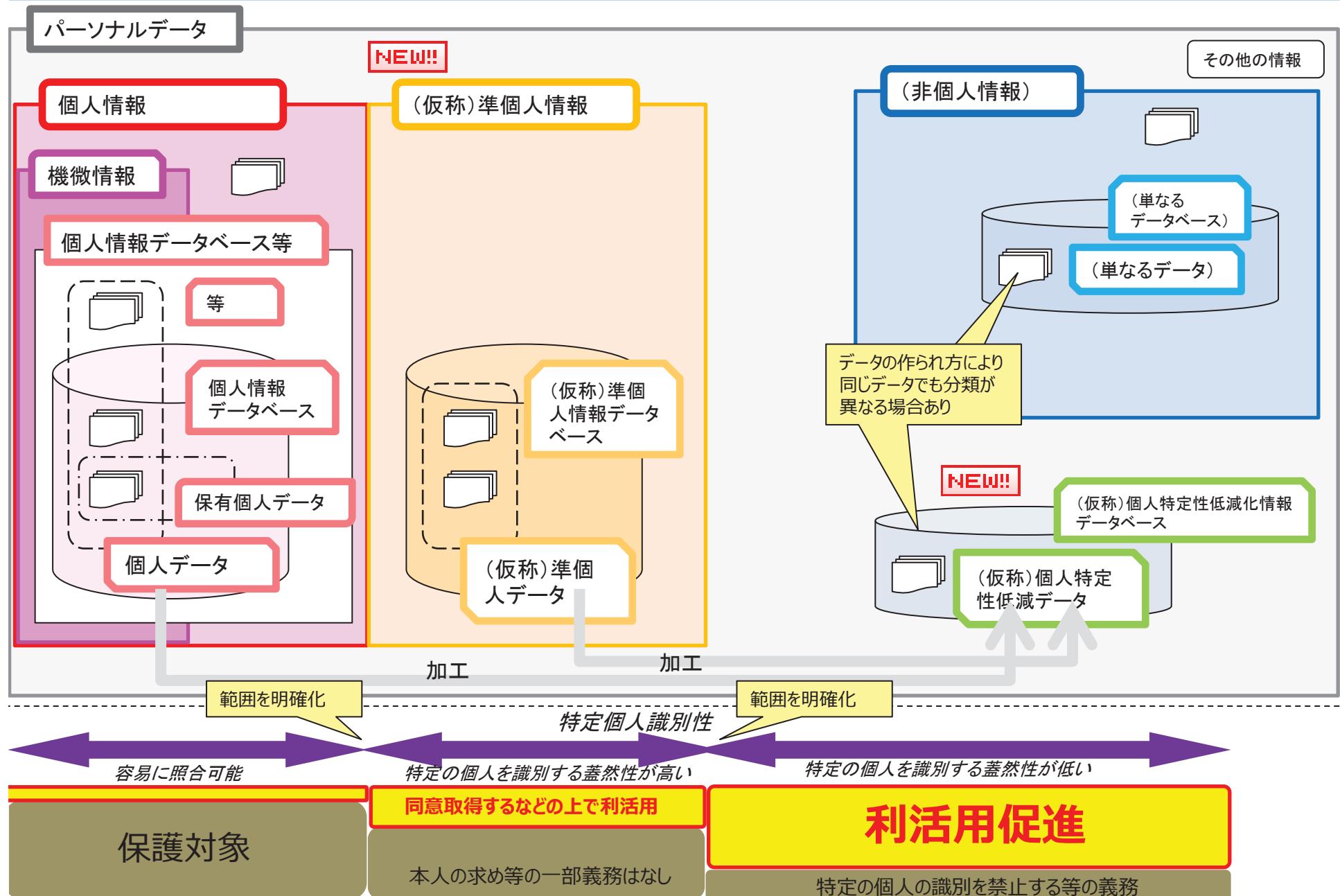
○ 「共同利用、同意取得の手続きの明確化」

- ・共同利用について、その現行規定の運用に問題が生じていると認識しているが、規定上の問題ではないものと考えられることから、制度的な対応ではなく、第三者機関における解釈の明確化、適切な制度の運用を行っていくことが妥当ではないか。
- ・同意取得の手続きについては、取得する情報、取得する場面、取得する際の媒体等の相違があり、それぞれの特性に応じて適した同意の在り方をケースバイケースで判断していくものであることから、これについても上記と同様、第三者機関における解釈の明確化、適切な制度の運用を行っていくことが妥当ではないか。

【参考】パーソナルデータ全体イメージ 現行



【参考】パーソナルデータ全体イメージ 法改正後



【参考】現在の個人情報等の取扱義務イメージ

義務			個人情報	個人データ	保有個人データ			
データ取得等	利用目的の特定(§15)	取得データの利用目的を特定						
	適正な取得(§17)	適正に取得						
	取得時 (§18)	利用目的の通知または公表						
	書面での取得	利用目的の明示						
取扱い	利用目的の公表(§24)	利用目的を公表	義務なし					
	取得時の 利用目的を変 更(§16)	利用目的内	本人へ通知または公表	義務あり				
		利用目的外	本人から同意取得					
	取扱い (§19-22)	正確性の確保	データ内容を正確かつ最新の内容に保つ					
第三者への提供 (§23)			本人から同意取得	義務なし				
	オプトアウト	あらかじめ、第三者提供を 利用目的とする						
	共同利用	あらかじめ、共同利用を利用目的とする						
本人からの求め	利用目的(§24)	求めに応じて通知						
	開示請求(§25-27)	求めに応じて開示						

【参考】今後の個人情報取扱事業者等の義務イメージ

事業者 ※準個人情報、個人特定性低減の仮称を省略		個人情報取扱事業者		個人情報取扱事業者、 準個人情報取扱事業者	個人、準個人、個人特定 性低減データ取扱事業者	
データ		個人情報、個人データ 保有個人データ	機微情報	準個人情報 準個人データ	個人特定性低減データ	
データ取得	利用目的の特定(§15)	取得データの利用目的を特定		義務なし		
	適正な取得(§17)	適正に取得する				
	取得時 (§18) 書面での取得	利用目的の通知または公表	本人から 同意取得	あらかじめ、または取得後速 やかな利用目的の公表等	個人情報、準個人情報から 作成するため該当しない	
		利用目的の明示				
取扱い	利用目的の公表(§24)	利用目的を公表		義務なし		
	取得時の 利用目的を 変更(§16)	利用目的内	本人へ通知または公表	本人を特定しないため義務なし		
		利用目的外	本人から同意取得	あらかじめの公表等により 利用		
	取扱い (§19-22)	正確性の確保	データ内容を正確かつ最新の内容に保つ		安全管理・従業者の監督・委託先の監督	
個人特定性 低減データ		安全管理				
加工・提供者	適正に個人が特定される可能性を 低減する措置を施し、元データとの突合を禁止					
	受領者	対象外	特定の個人を識別禁止			
第三者への 提供 (§23)	オプトアウト	本人から同意取得		本人を特定して個人情報を して同意を得る または個人が特定される可 能性を低減する措置を施す	第三者機関へ報告	
		あらかじめ、第三者提供を 利用目的とする	禁止	禁止		
本人の求め	共同利用	あらかじめ、共同利用を利用目的とする			禁止	
	利用目的内(§24)	求めに応じて通知			本人を特定しないため義務なし	
	開示等請求(§25-27)	求めに応じて開示				

【参考】保護されるパーソナルデータと事業者の義務に関する俯瞰図

